

北朝鮮ミサイル発射等への対応の充実・強化についての緊急アピール

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による相次ぐミサイル発射や核実験の実施は、国連安全保障理事会決議を無視した重大な挑発行為であり、我が国の主権と安全保障、国際社会の平和と安全を冒涜する暴挙である。

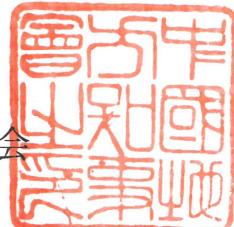
不測の事態も危惧されるなど、朝鮮半島情勢はこれまでになく緊迫化し、国民の不安は増大している。

国においては、国民の生命・財産を守り、安全安心を確保するため、次の事項について毅然とした態度で対処するよう強く要望する。

- (1) 度重なる弾道ミサイルの発射と核実験は、漁業者をはじめ国民の生命、身体、財産、我が国の領土・領海の安全を脅かし、一連の国連安保理決議に違反する行為である。北朝鮮が今後さらにこうした暴挙に出ることのないよう、北朝鮮に対して厳重な抗議を行うとともに、国連などの場を通じて強く国際社会に訴えること。また、拉致問題の解決も含め、さらに国際社会と連携し、外交・経済等あらゆる手段で、断固とした対応をとること。
- (2) 国民の不安を払拭し、国民の安全を守るために措置として、ミサイル飛来時の情報提供を確実に行うとともに、飛来への備え、落下後の避難行動や救助活動等について、より具体的かつ詳細な情報提供を行い、国民の理解の深化を図ること。
- (3) ミサイル発射の兆候・発射情報については、Jアラートの鳴動の有無に関わらずすべて、地方自治体及び日本海で操業する漁船などの船舶、さらに航行中の航空機に対し、迅速かつ直接に伝達される仕組みを構築すること。
- (4) 地方公共団体や鉄道・バス・船舶事業者、ライフライン事業者、消防・警察などの事案発生時の対応や備えの具体化を図るため、ミサイルが飛来又は落下する可能性がある場合に関係機関がとるべき対応を明確化すること。
- (5) 現在国が検討している、邦人救出や、大量避難民への対応について早期に都道府県の役割を明確にし、各都道府県の処置対策について具体化できるよう協議を推進すること。

平成29年6月5日

中國地方知事会



鳥取県知事	平 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 総 政